

新しい譲渡担保法

譲渡担保や所有権留保に関するルールが明確になりました

動産・債権等を担保の目的として譲渡する契約の効力等を定めた「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」が、令和9年12月までに施行されます。

1 はじめに

「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」（以下「譲渡担保法」といいます。）、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」といいます。）が、令和7年5月30日に成立し、同年6月6日に公布されました。

譲渡担保法は、これまで法令には明文の規定がなかった動産や債権等を目的とする譲渡担保契約等の効力、その実行、破産手続等におけるこれらの権利の取扱い等を定めるものです。また、整備法は、譲渡担保権の十分な公示を行うために、競合担保登記目録や所有権留保登記等の登記制度を新設することなどを内容とする「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（以下「動産債権譲渡特例法」といいます。）の改正を行うなど、譲渡担保法の制定に伴う関係法律の整備を行っています。

譲渡担保法及び整備法が定める内容は多岐にわたりますが、ここでは譲渡担保法の主要な事項を説明します。

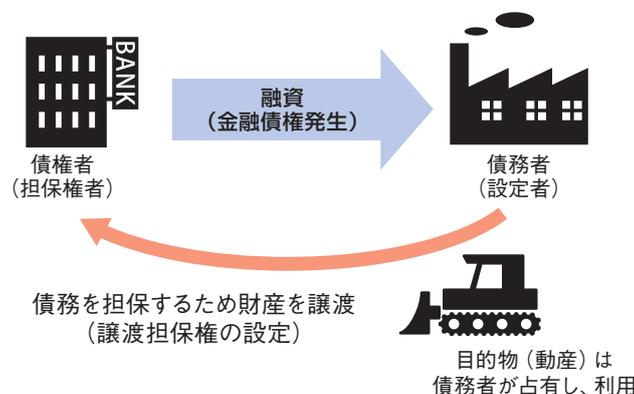
2 譲渡担保に関するルールの明文化、明確化

譲渡担保法は、これまで判例によって形成されてきた譲渡担保に関するルールを明文化、明確化しています。その主要内容は次のとおりです。

(1) 動産譲渡担保権設定者の権限の明文化

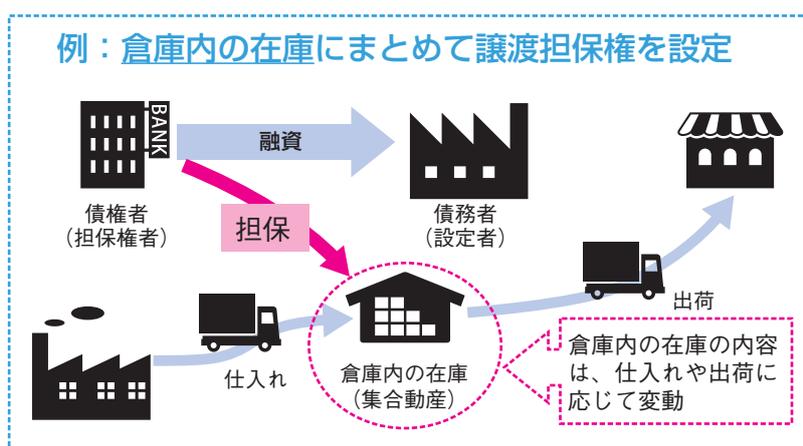
これまで、動産譲渡担保権を設定した者（以下「設定者」といいます。）がその目的動産を使用収益することができることを定めた明文の規定がありませんでした。

譲渡担保法は、**設定者が、譲渡担保権の設定後も担保の目的動産を引き続き使用収益できる**ことを明文化しています。

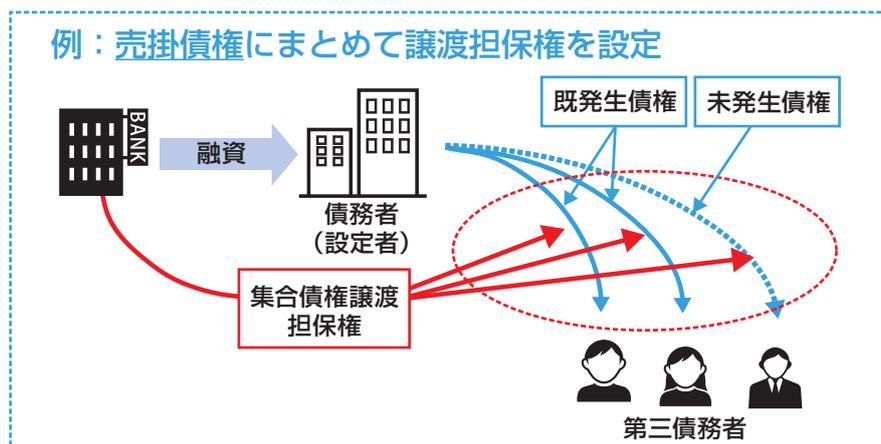


(2) 集合動産・集合債権譲渡担保に関するルールの明文化

- 譲渡担保法は、これまでの判例も踏まえて、①動産の種類のほか、②所在場所その他の事項によって定められた範囲に属する動産を一体として目的とする集合動産譲渡担保契約を締結することができることとしています。
- 集合動産譲渡担保契約においては、設定者が、その効力が及ぶ範囲に属する動産の処分と補充を繰り返して事業を継続することが想定されています。これを踏まえて、譲渡担保法は、**設定者がその範囲に属する動産を処分することができる**こととしています。
- 他方で、設定者がその範囲に属する動産を処分すると、担保の目的である動産の全体としての価値が減少することになるため、譲渡担保法は、担保権が及ぶ動産の全体としての価値が担保権者を害する程度に減少しないようにその価値を維持しなければならないこととしています。



- 譲渡担保法は、これまでの判例も踏まえて、債権の発生日の始期及び終期、発生原因その他の事項を指定することにより定められた範囲によって特定された債権を一括して譲渡担保の目的とすることができることとしています。
- 集合債権譲渡担保契約においては、設定者が、その範囲に属する債権の取立てをして、取り立てた金銭を用いて事業を継続していくことが想定されています。これを踏まえて、譲渡担保法は、**集合債権譲渡担保契約に定めを置くことによって、設定者がその範囲に属する債権の取立てをすることができる**こととしています。



(3) 根譲渡担保権の効力に関するルールの特明瞭化

これまで、債務者との間に生ずる一定の範囲に属する不特定の債権を担保する譲渡担保権（根譲渡担保権）に関する明文の規定はなく、根譲渡担保権の譲渡や元本の確定事由等のルールが不明確でした。

譲渡担保法は、根譲渡担保の譲渡や元本確定事由について、根抵当権の規定を参考に、明文のルールを定めています。

3 譲渡担保に関するルールの合理化

譲渡担保法は、譲渡担保に関するこれまでのルールを明文化、明瞭化するとともに、ルールの合理化も行っています。その主要内容は次のとおりです。

(1) 占有改定劣後ルール

同一の動産について複数の動産譲渡担保権が競合した場合の優劣関係については、対抗要件を備えた時期の前後、すなわち、動産の引渡し又は動産譲渡登記の前後によって決まるのが原則です。

動産の引渡しには占有改定（注）も含まれるため、この原則に従えば、占有改定によって対抗要件を備えた譲渡担保権者は、その後に対抗要件を備えた譲渡担保権者に優先することになります。

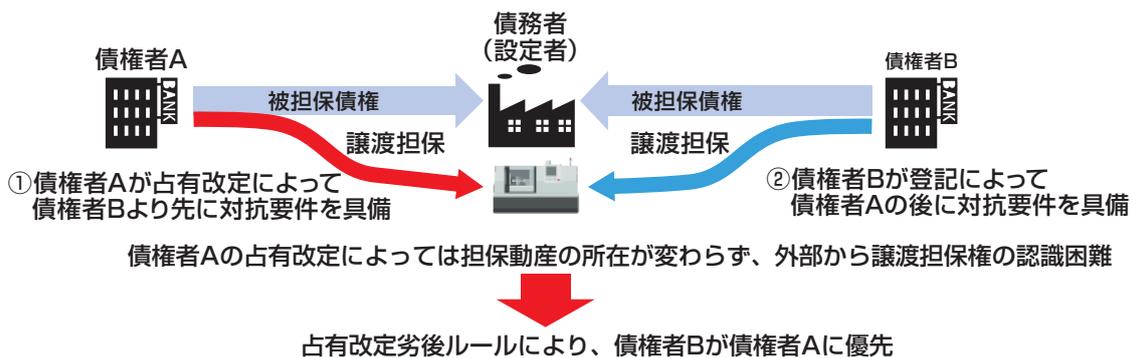
しかし、占有改定によって対抗要件を備えた譲渡担保権は、外部から認識することが難しいため、譲渡担保権を設定して融資をしようとする者にとって、自己に優先する担保権があるかどうかを把握することが困難であり、その結果として融資実務が妨げられているという指摘がありました。

そこで、譲渡担保法は、上記原則の例外として、占有改定によって対抗要件を備えた譲渡担保権は、ほかの方法で対抗要件を備えた譲渡担保権に劣後するという占有改定劣後ルールを設けることとしています。したがって、施行後は、設定者に目的動産を引き続き占有させる場合、その後に現れた譲渡担保権者に対して確実に優先するためには、動産譲渡登記、債権譲渡登記によって対抗要件を備えることが必要となります。

(注) 占有改定

自己の占有する物を以後相手方のために占有する意思を表示することにより当該物を引き渡すことをいいます。例えば、物の売主が買主から当該物を借りて引き続き使用し続ける場合などに用いられ、実際の占有状況に変化は生じません。

※ 動産譲渡登記制度、債権譲渡登記制度の詳細はこちらを参照ください
https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/goannai_index_saikendousan.html



※ 順位保全の登記について

占有改定劣後ルールは、施行日前に締結された譲渡担保契約等にも適用されます。そのため、施行日前に占有改定によって対抗要件を備え、ほかの譲渡担保権者に優先することができた譲渡担保権であっても、施行日後には、占有改定以外の方法で対抗要件を備えた譲渡担保権者が現れた場合には、当該譲渡担保権者に劣後することとなります。

そこで、譲渡担保法においては、施行日前に占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権について、順位保全のための動産譲渡登記（以下「順位保全の登記」といいます。）を備えることができることとしています。順位保全の登記を備えたときは、当初の占有改定による引渡し後に占有改定以外の方法で対抗要件を備えた譲渡担保権者が存在するとしても、当該譲渡担保権者

に優先することができます。ただし、順位保全の登記は施行日から起算して2年以内にする必要があります。

以上のとおり、施行日前に占有改定によって対抗要件を備えた譲渡担保権者は、施行日後にもその順位を保全するためには、施行日から起算して2年以内に順位保全の登記をする必要があります。

(2) 裁判所の手続によらない私的実行に関するルール

譲渡担保権は、裁判所の手続によらずに、担保の目的である財産を取得するなどの方法によって実行することができます。このような私的実行は、短期間で完了することが多いため、設定者が倒産法上の制度を利用することによって事業の継続に必要な財産を失うことを防ぐなどの対応をとるための時間的な猶予が乏しいという指摘がありました。

そこで、譲渡担保法は、設定者が事業再生のために必要な手段をとるための猶予期間を設けることとし、私的実行に着手してから2週間が経過するか、又は譲渡担保権者等が譲渡担保動産の引渡しを受けるまでは、私的実行の効果が発生しないこととしています。

(3) 譲渡担保権の倒産手続における取扱い

- これまで、破産手続等の倒産手続における譲渡担保権の取扱いを定めた明文の規定がありませんでした。

そこで、譲渡担保法は、譲渡担保権が倒産手続において質権と同様に担保権者として扱われることを明文化しています。

- 現行の民事再生法や会社更生法においては、事業の継続にとって必要な財産が担保権の実行によって逸出することを防止するなどの目的で、裁判所の命令により、担保権の実行手続を一時中止する制度が設けられています。

しかし、譲渡担保権の私的実行は短期間で終了するため、私的実行が開始されると、担保権実行手続中止命令を申し立てることが困難な場合があります。

そこで、譲渡担保法は、裁判所が、譲渡担保権の実行の開始前に、担保権の実行の禁止を命ずることができることとしています。

- 集合動産・集合債権譲渡担保については、その実行の着手があると、設定者は担保の目的である動産の処分権限や債権の取立権限を失うため、設定者が事業を再生しようとしても、継続が困難になるおそれがあります。

そこで、譲渡担保法は、裁判所による**担保権実行手続取消命令**を創設し、**譲渡担保権設定者が動産の処分権限や債権の取立権限を回復することができる**こととしています。

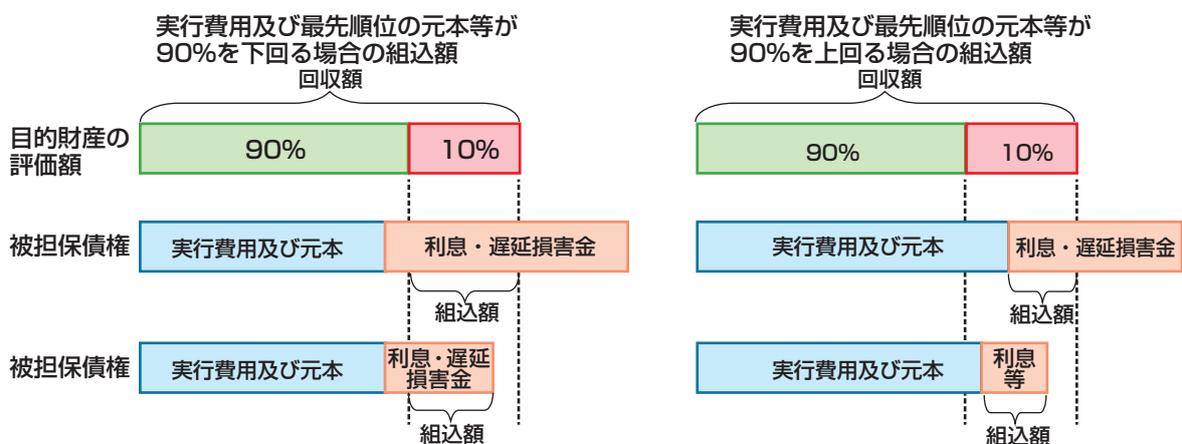
(4) 組入制度（一般債権者の弁済原資を確保するための方策）

集合動産・集合債権譲渡担保は、一定の範囲に属する設定者の財産を一括して担保の目的とするものであることから、その範囲の定め方次第では、労働債権者等の一般の債権者の弁済原資が枯渇するおそれがあります。

そこで、譲渡担保法は、集合動産・集合債権譲渡担保権が実行された場合に、一般債権者への弁済原資を確保し、これによって譲渡担保権者と一般債権者との間の公平を図る観点から、集合動産・集合債権譲渡担保権の実行から1年以内に設定者に倒産手続が開始したときには、譲渡担保権者が破産財団等の倒産財団に一定額を組み入れなければならないこととする制度を創設しています。

組入額については、①担保の目的である集合動産又は集合債権の価額の90%に相当する額と、②実行費用及び最先順位の譲渡担保権の被担保債権の元本の合計額とのいずれか大きい方の額を超えて被担保債権が消滅した場合に、譲渡担保権者はその超える額を組み入れなければならないものとされています。

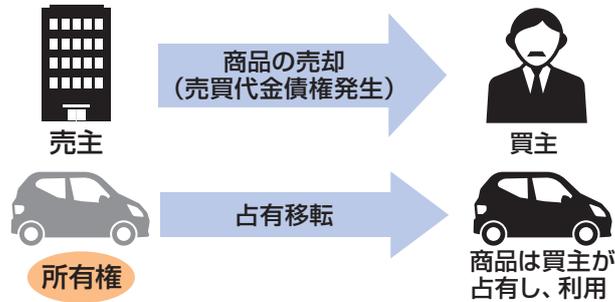
また、設定者又はその債権者（設定者の労働者等）は、組入義務の履行を確保するため必要があるときは、譲渡担保権者に対して相当の担保を請求することができることとされています。



最先順位の譲渡担保権者の債権のうち、元本の回収は保証されます。

4 所有権留保に関するルールの明確化・合理化

譲渡担保法では、所有権留保についても動産譲渡担保と基本的に同様のルールを定めることによって、ルールの明確化・合理化をすることとしています。



代金完済まで売主に所有権を留保する合意

新しい譲渡担保法と整備法では、ここで説明したもののほかにも多数のルールの制定や改正を行っています。法務省のウェブサイトには、より詳しい説明資料を掲載していますので、併せてご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00371.html



法務省民事局参事官室

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
TEL 03-3580-4111 (代)
<http://www.moj.go.jp>



(法務省ホームページ)